論点②　高齢者虐待防止措置未実施減算の対象拡大

論点②

■ 令和３年度改定において、原則、全ての介護サービス事業者を対象に高齢者虐待防止措置が義務付けられ、３年間の経過措置を設け、令和６年度より義務化となっている（居宅療養管理指導を除く。）。

■ また、令和６年度改定において、原則、 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算することとされた。

■ 特定福祉用具販売について、高齢者虐待防止措置は義務化されているが、法令上、報酬の減算ができない規定となっていたこともあり、未実施減算の対象外となっているところ、今般の法改正において、そうした点を踏まえ、所要の改正を行ったところである。

■ 居宅療養管理指導について、高齢者虐待防止措置は努力義務となっており、また、未実施減算の対象外となっている。

■ 特定福祉用具販売については、①研修の実施、②委員会の設置・開催、③指針の整備、④担当者の配置の各措置の実施率はいずれも約90％であり、居宅療養管理指導については、①、②、③の各措置の実施率は約60％程度、④は50％程度の実施率となっている。

■ こうした点を踏まえ、高齢者虐待防止措置を推進するために、どのように考えるか。

対応案

■ 既に高齢者虐待防止措置が義務化されている特定福祉用具販売について、更なる虐待防止の推進を図るため、未実施減算の対象としてはどうか。

■ 居宅療養管理指導については、保険医療機関又は保険薬局の場合は、居宅サービス事業所として、みなし指定がされるなど、そのサービス特性や業務形態を踏まえつつ、高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況も考慮し、未実施減算の対象に加えないこととしてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.23 より抜粋

居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況①（研修・委員会）

○　令和８年度に調査回答のあった居宅療養管理指導事業所（介護報酬を算定している213事業所）のうち、約63%の事業所が年１回以上研修を実施又は年度内実施予定である。同様に、約56%の事業所において、検討委員会を設置･開催又は年度内開催予定であり、前年度同調査と比較すると、いずれも実施率が一定程度増加している。

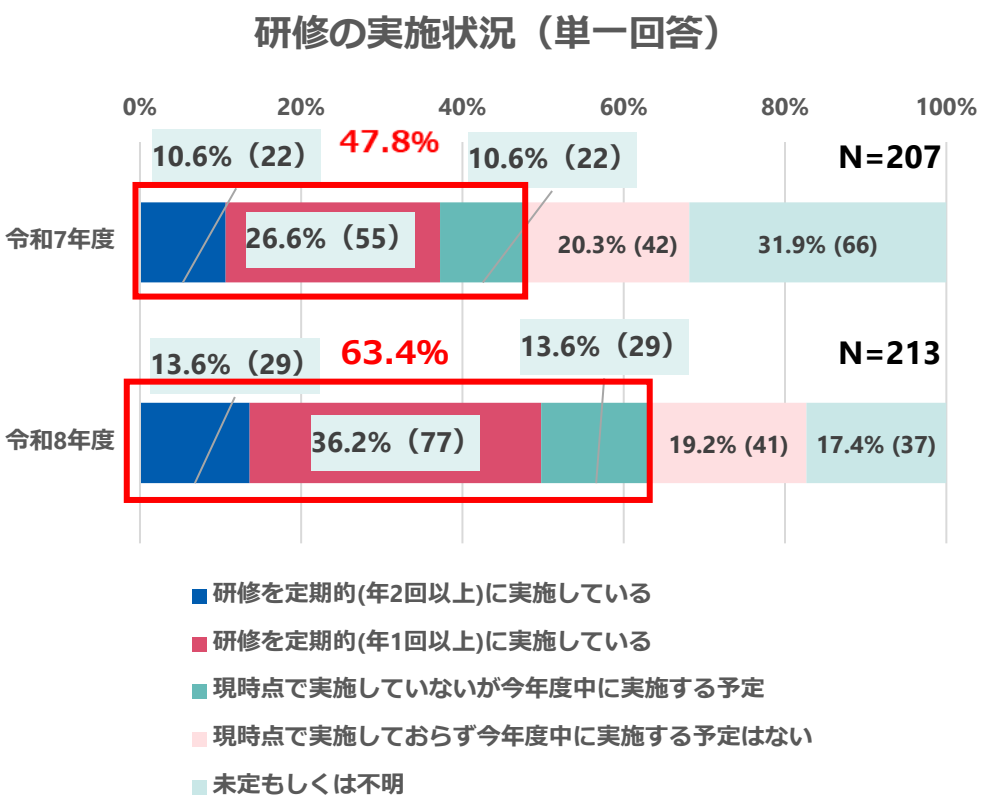

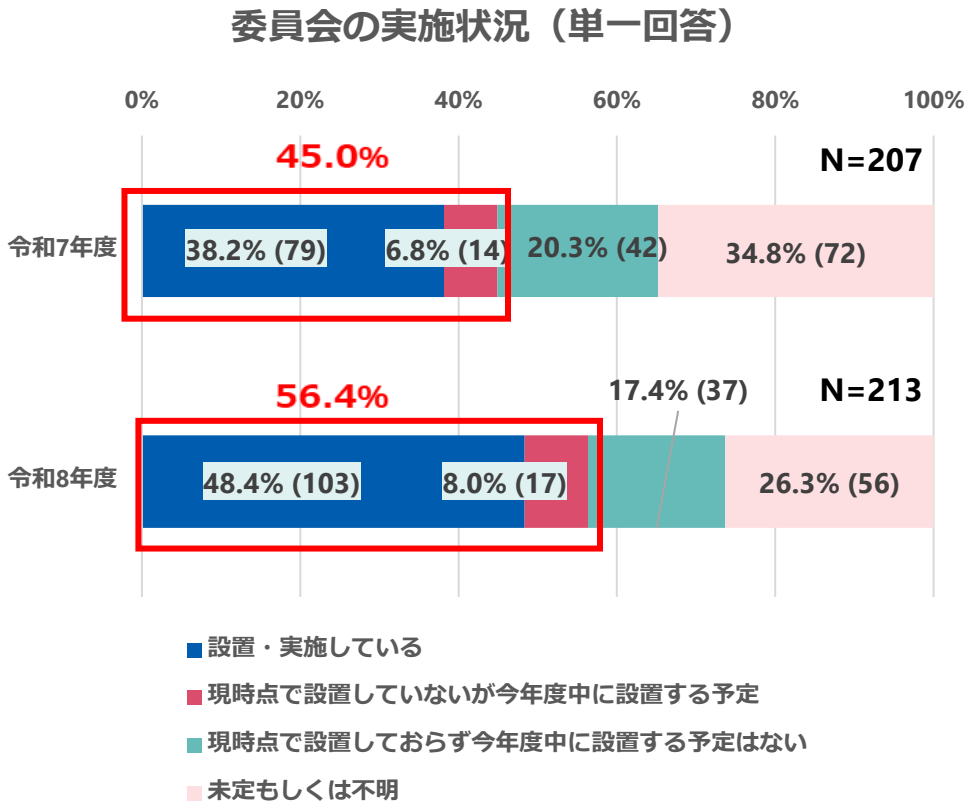

出典：令和７年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」（株式会社日本総合研究所）で収集したデータ及び
令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」(株式会社日本総合研究所)　速報値に基づき高齢者支援課で作成

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.13 より抜粋

居宅療養管理指導における高齢者虐待防止検討委員会に関する体制整備の状況（令和8年度）

○　調査回答のあった居宅療養管理指導事業所（介護報酬算定のある213事業所）のうち、約56％の120事業所において、検討委員会を設置・開催又は年度内に設置・開催予定である。

○　検討委員会を設置・開催している120事業所のうち、約78％の93事業所においては、他の会議体と一体的に開催している。

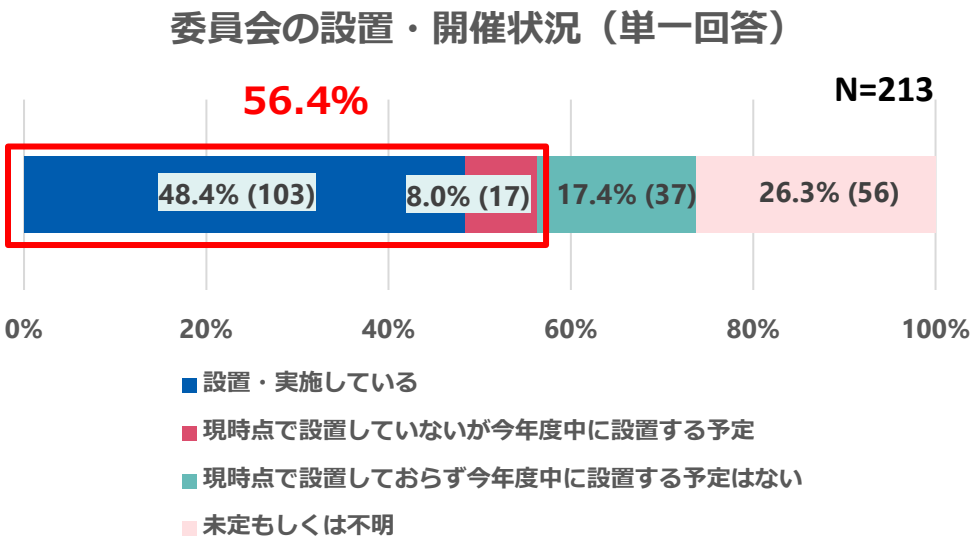

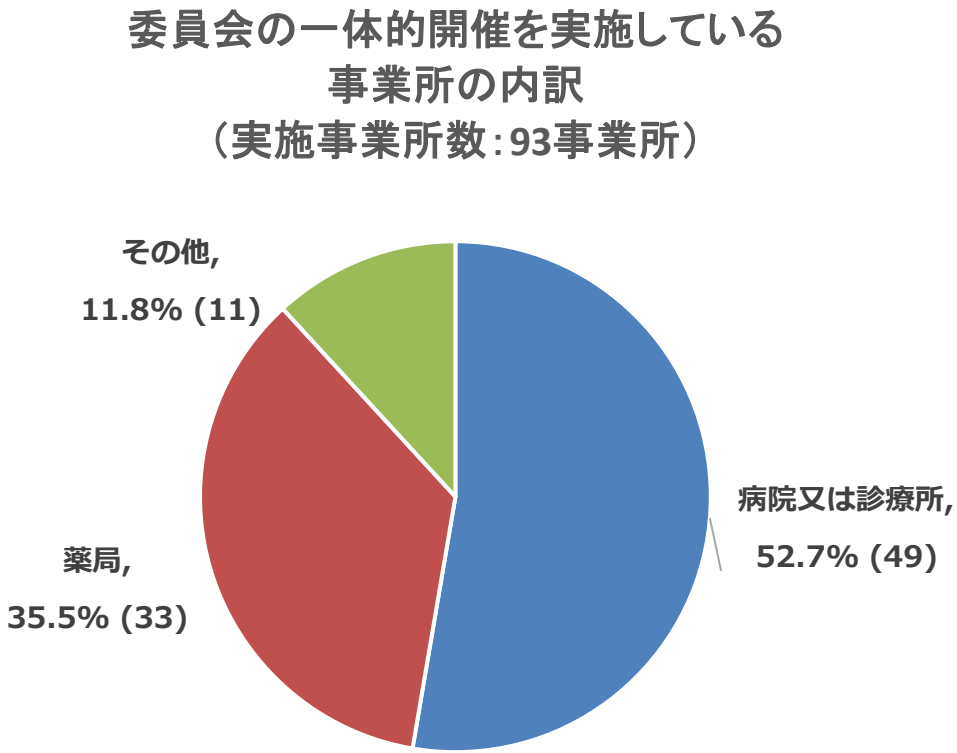

実際の工夫例（事業所ヒアリングより※）

・法人内の複数事業所で委員会を合同開催している。

※令和７年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における 高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」（株式会社日本総合研究所） 速報値に基づき高齢者支援課で作成

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.15 より抜粋

居宅療養管理指導における高齢者虐待防止研修に関する体制整備の状況（令和8年度）

○　調査回答のあった居宅療養管理指導事業所（介護報酬算定のある213事業所）のうち、約63％の135事業所において年１回以上の研修を実施又は年度内に実施を予定している。

○　研修を実施している135事業所のうち、約70％の94事業所については、他の関連する研修と一体的に実施している。

研修の実施状況（単一回答）

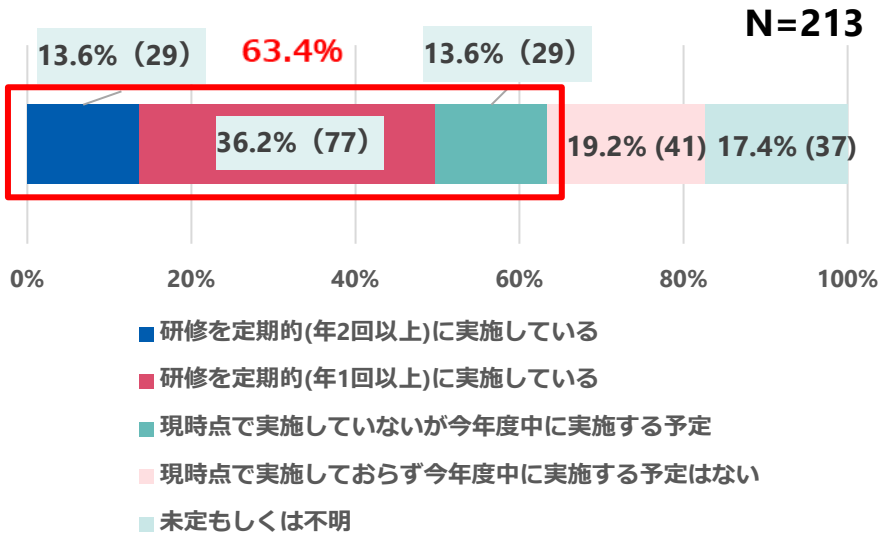

研修の一体的開催を実施している事業所の内訳

（実施事業所数：94事業所）

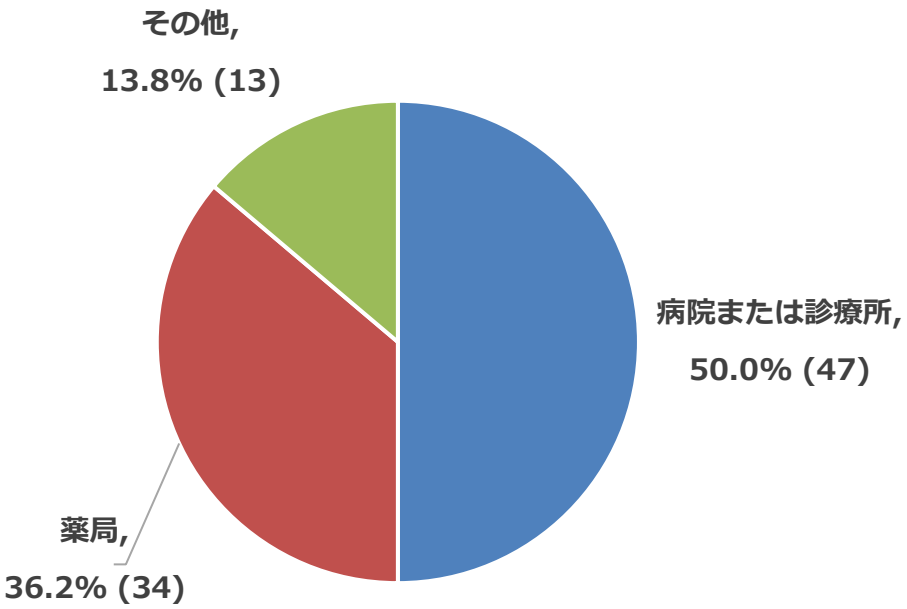

実際の工夫例（事業所ヒアリング※より）

・定期開催されている虐待防止に関する討論会や講演会を主催しており、職員も運営上、参加している。
・外部で実施されている研修・セミナー等への参加を推奨している。

※令和７年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における 高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業報告書」

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」(株式会社日本総合研究所)　速報値に基づき高齢者支援課で作成

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.16 より抜粋